

人が中心となる広場のデザイン手法の研究

～ イタリアンピアッツァが持つ特質の日本の広場計画への変換 ～

山田 謙弼¹

¹正会員 土木学会 (〒154-0011 東京都世田谷区上馬一丁目, E-mail:ken@jeita.com)

日本の都市の景観を、豊かで美しいものにしたいと考えた時、イタリアの広場文化を学ぶ必要性を強く感じた。イタリアの都市には、どんな小さな街を訪れても必ず個性豊かな広場が存在する。

こうした魅力あふれるイタリアの広場を日本にも取り入れることで、人が中心となるコミュニケーションの空間を創出することができ、広場のもつ現代的意味を解明することができると思える。

キーワード: 広場, オープンスペース, イタリア, コミュニケーション, アーバンデザイン, 景観, 街並み, 都市計画, 都市活性化

1. 研究の背景

イタリアには、歴史、文化、芸術と、人を惹きつける様々な魅力があるが、私が最もすばらしいと感じるのは、広場である。

イタリアには、どんな小さな街を訪れた際にも美しい広場が存在し、そこでは散策を楽しむ人、ショッピングを楽しむ人、カフェでお茶をする人、友達と立ち話をする人等、様々な人々の活動を見ることができる。更に毎朝市場が開かれていたり、イベントが催されていたりするところもあり、人々のコミュニケーションの場として実に良く機能し、そこにはイタリアの生活の縮図がある。

では日本の広場はどうだろうか。

改めて考えてみると改めて考えてみると「広場」という言葉自体はよく使うのに、広場とはどんなところかという、明確に説明することができないし、そこで何かをする人々の姿もすぐには浮かんでこない。

街並みはどうだろうか。

確かに近年新しい建造物が建ち並び、歩道も整備され、街には清潔感が漂うようになったが、それは同時に空虚感を与えてはいないだろうか。

イタリアの広場で見たような活気溢れる人々の姿は残念ながら見ることができない。

いったいこの違いは何に起因するものなのであろうか。

2. 研究の目的

本研究は、現代の都市生活において人々のコミュニケーションの空間が残っている、イタリアの広場を題材と

して、日本の都市部における人が中心となる広場のあり方について提言することを目的としている。

日本に求められる街づくりとは、今こそ人々の暮らしの吐息が感じられるような人間味のあるもの（＝イタリア的広場）でなくてはならない。

イタリアの広場で行われている街づくりの工夫をくみ取り、思想を反映することによって、日本の都心部におけるコミュニケーションの再生に役立てたい。

3. イタリアの広場と日本の広場

イタリア語で「広場(piazza)」は、「公の場所」あるいは広場に集まった人々、つまり「民衆」を意味している。西洋諸国の中でもイタリアは最も広場が発達した国であり、現代において広場はイタリア都市空間の代名詞のように語られ、市民にとっては特に憩いの場所である。

イタリア人にとって広場は、生活の一部としてなくてはならないものであり、非常に共存意識が強く、市民生活に欠かせないコミュニケーションの空間である。言い換えれば、イタリアにおける都市広場は、まさに彼等の生活における最大の中心地である。また、象徴としての広場としてではなく、歴史の変化に応じて人々と共に成長し、市民生活と一緒に広場は現在も生きているのである。

一方、日本には、西欧の広場のように特定の場所に特定の空間形態を伴い、更に特定の機能をもつ広場は存在しない。広辞苑によっても、広場とは「ひろびろとひらけた場所。また、町の中で、集会・遊歩などができるように広くあけてある場所」と記載されている。

現代日本で広場と言うと、道路交通と他の交通機関と

の結節点に設けられる駅前「交通広場」であり、それは異なる交通機関相互の効率的な乗り継ぎなどを目的とするため、交通機能が最優先された車両中心の広場となっている。都市の駅前広場は、多くの人が集まる空間であるにも関わらず、実態は交通機関を利用する単一機能の為に開放されており、人々が自由な活動を楽しむ広場にはなっていない。(図-1)

4. イタリアと日本の都市計画

1) イタリアの広場の制度的工夫

～都市の活性化のポイント～

a) 都市計画法

都市基本計画は、当初ファシストのプロパガンダとして利用された。しかし結果的に都心部での乱開発が防止され、現在でも都心部において歴史的な街並みを残し、環境を保全することに成功した。(表-1)

b) 建築物再生

歴史的建築物の保存や建築規制が行われた結果、大型店は郊外に建設され、都心部の建築物が小規模店や住居として再生され、都心居住者を増加させた。

c) 屋外広告の規制

デザイン許認可申請制度を採用することにより、デザイナーは限られた条件下で、いかに効果的かつ美的バランスを備えたものが創れるかと切磋琢磨するうちに、サインデザインがより洗練されてゆき、街全体にまとまりが生まれた。

d) 商業誘導

都心部において小規模専門店の営業を保護、存続させることで、人々が日常生活をおくりやすいようにした。

e) 交通規制

歴史的都市部において、街の中心部への車両乗り入れ規制や都市部周辺での駐車場整備を積極的に行った結果、歩行者中心の歩道空間が確保された。

2) 日本の都市計画制度の遅れ

イタリアでは、街の姿を変えないため、街の現状に合った規制をかぶせることが一般的であるのに対し、日本では街の姿が変わって行くことを期待して、変化を妨げない緩い規制をかけておく。日本とイタリアの都市計画制度は、その根本的な理念に違いがある。

日本の都市計画法は、明治時代の「東京市区改正条例」を基本に、1919年（大正8）に拡充して「都市計画法」とし、更に1968年（昭和43）の大改正でこれを多少強化したものである。しかし、その基本的な観念は大正時代のまま戦後高度成長期の郊外乱開発対策を追加したものといつてよい。イタリアが近代都市計画法を1942年に制定し、80年代半ばにはほぼ確立させたことに比べると大

きな遅れをとっているのである。(表-2)

5. 日本のオープンスペースへの提言

心地よいと感じる広場の創出にあたっては、単に広場そのものの形態や美しさの追求だけではなく、詳細な都市計画や規制によってコミュニケーションの空間が形成されていることがわかった。それでは日本において、人が集まり、賑わいのある広場を創出するにはどうしたらよいのだろうか。日本の現状を踏まえ、広場として利用可能なオープンスペースを探索、抽出し、コミュニケーションを推進するための提言を行った。(図-2)

a) カフェ広場：公道の利用

1990年代後半頃からカフェブームが始まり、ドトール、プロントなどの国内カフェチェーン店の他、海外からはイタリアのセガフレード・ザネッティをはじめスターバックス、タリーズ、なども参入し、カフェ店舗は急激に増加し、そのスタイルが定着した。今後はこれらのカフェも成熟期に入ると考えられ、そんな時代の流れの中でオープンカフェに注目したい。

オープンカフェ自体は決して新しいものではないが、日本では、歩道でカフェを開くには道路交通法などによって、なかなか設置できないという事情がある。内閣府が自治体を対象に行った調査では、公共施設の民間開放が地域経済の活性化にもつながるとして、公道などの利用許可基準を緩める方針であるとの回答が多かった。一部自治体では独自が制定した方策でイスやパラソルを歩道に置き、飲食店の客に開放している事例もある。また、公道開放の動きは、経済財政諮問会議や国土交通省でも規制緩和策を打ち出す予定であると発表されている。実現すれば、欧米諸国の都市のように歩道や道路を利用したカフェが実現する。(図-3)

b) ビルの中の広場：公開空地の利用

高層ビルの公開空地は、建物の建築や一部の特定の者による長期にわたる常設的な占有はできないが、市街地の活性化策としてイベントや祭りの開催時等に一時的に占有し、物販等を行うといった形で活用することができる。しかし現状は、ビル従事者、関係者などの限られた人によってのみの利用で、仮に、一般の人が利用する場合においても商業目的、有料使用のものが多く、本当の意味での開放には至っていない。従って、この公開空地を有効利用すれば、既存の都市においても多くの広場を創出することが可能である。

近年、業務系ビルを住居系ビルに改修する動きが見られる。しかし居住空間を拡大するだけでなく、その場所にずっと住み続けてもらえるような街づくりが重要である。

c) ストリート広場：既存の裏通りの利用

渋谷や原宿といった若者の街では、キャットストリー

トや裏原宿など、表通りから一步入った通りに若者が集まっており、路上フリーマーケットやパフォーマンスなどが見られ活気がある。このような若者文化にみられる既存の裏道を利用した街の活性化の可能性は高く、期待が持てる。近い将来、表通りと裏通りが逆転する現象が各地で起こると予測し、新しい感覚を取り入れる柔軟な姿勢を備えることが必要である。

従来の真っ直ぐな道には、街ゆく人が一息つけるようなスペースがなかった。日本の道には溜まり空間がなく、例えばコーヒーなどを買ったとしても、歩きながらか、通り沿いのガードレールや植え込みなどに腰を掛けることになる。しかし、イタリアにおいて中世の広場がそうであったように、既存の道路に少し膨らんだようなスペースを設ければ、それだけでも人が溜まる空間が創出できる。(図-4)

d)商業広場：テナントミックスの導入

車両の乗り入れを規制し、都市周辺部に駐車場の整備を行うと、商業的な効果がある。直接車で来店した場合、用件が済むと立ち去るが、徒歩の場合、その通過スピードにより街の状況がより把握でき、自然に購買意欲も向上するものである。

しかし、ただ交通規制をするだけでは街は変わらない。そこで、更なる効果を発揮させるために、イタリアの都市計画制度にならってテナントミックスを奨励する。テナントミックスとは、都心部の街並み・公園を整備し、散歩・飲食客を呼ぶと共に、同種店舗の客の奪い合いによる、共倒れを防止する商業政策である。(図-5)

6. おわりに

21世紀はその土地にしかないというオリジナリティを求める時代になりつつあるのではないかと考える。つまり、これまでのように新技術、新製品などに驚き、暮らしの便利さに喜びや幸せを感じた高度成長期時代が終わって、それぞれの土地での生き方、ものの考え方、イベント、街のたたずまい、食や酒、工芸品、民族芸能などに感慨する時代に移っているのである。

イタリアと日本の広場の研究を通して、先ずしなくてはならないと考えるのは、住民が長くその場に暮らし続けるための生活感のある街づくりと、そこに暮らす人々と外部の人々がお互いにふれあうコミュニケーション空間(=イタリア的広場)を創出することである。

付録

参考文献

- 1) 芦原芳信「街並みの美学」岩波書店、1990
- 2) 芦原芳信「続・街並みの美学」岩波書店、1990
- 3) 芦原芳信「外部空間の構成/建築から都市へ」彰国社、1972
- 4) 五十嵐敬喜「美しい都市をつくる権利」学術出版社、2002
- 5) 大方潤一郎「市民合意なき都市再開発を推進する都市再生本部の誤り」『エコノミスト』、2002
- 6) 岡田光正「空間デザインの原点」、1993
- 7) カミッロ・ジッテ「広場の造形」美術出版社、1968
- 8) 木村尚三郎「地域文化ニュース第8号」サントリー文化財団(1991)
- 9) ケビン・リンチ「都市のイメージ」岩波書店、1968
- 10) 陣内秀信「イタリア都市再生の論理」鹿島出版会、1960
- 11) 陣内秀信「広場と都市ヴェネツィアとその周辺」イタリア文化会館、1986
- 12) 鈴木伸子「東京情報」新潮文庫、2003
- 13) 竹内祐二「イタリアの路地と広場 上」靖国社、2001
- 14) 竹内祐二「イタリアの路地と広場 下」靖国社、2001
- 15) 鳴海邦碩「都市の自由空間」中公新書、1982
- 16) ファビリオ・ランベリ「イタリア的考え方」ちくま新書、1997
- 17) ホイトニー・ノース・セイモア「スモールアーバンスペース」靖国社、1973
- 18) ポール・ズッカー「都市と広場/アゴラからヴィレッジ・グリーンまで」鹿島出版会、1975
- 19) 三浦金作「広場の空間構成」鹿島出版会、1993
- 20) 宗田好史「にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり」学芸出版社、2000
- 21) リチャード・ロジャース「都市この小さな惑星の」鹿島出版会、2002
- 22) 「駅前広場計画指針」技法道出版、1998
- 23) 「造形No.19」建築資料研究社、1999
- 24) 「都市の楽しみーイタリア丘の街」プロセスアーキテクチュア、1986
- 25) 「南欧の広場」プロセスアーキテクチュア、1985
- 26) 「IL CUORE ANTICO DI VIGEVANO」DIAKRONIA、1995
- 27) 「ROMA」lonelyplanet、1999
- 28) 「Toscana・2」Bell'Italia、1995



ITALIA



GIAPPONE

広場の現状



○ **ヴィジェーパノ広場**
人々が集い、集まりくる光景が昔のままに眺められる。



○ **カンピドリオ広場**
イタリアの広場は単に都会のオープンスペースであるというよりは、絵画、彫刻のような芸術作品と同様に高度な芸術的感銘を与える。



○ **恵比寿駅**



○ **自由が丘駅**

広場の種類



○ **宗教的広場**
広場の真ん中に教会をシンボリックに建てることは、バロック的な広場によく見られるが、ルネッサンス期又はそれ以前にできた殆どの広場はなんらかの形で教会の建物と関連づけられて形成されている。連続する壁によって囲われた広場と街路が、都市の居室としての場を人々に提供している。



○ **政治的広場**
「フォロ」とは公共広場の意味。古代の政治、司法、商業の中心地で整然とした形の広場の周りには柱廊が張り巡らされ、大聖堂、神殿、公共建築物などが取り囲んでいる。広場としての独立性が高く、屋内空間に近い要素が強く感じられる。



○ **商業的広場**
現在は食料品市場や、ジャズ・フェスティバル等の各種イベントの為にオープンスペースとしても活用されている。古代の遺構を再利用してつくられた建物は、都市と建築の連続性や、人間の建設行為の本質を語る上でも重要である。



○ **市民広場**
周りが建物に囲まれ、広場に空間を感じさせる要素が強く、市民の憩いのための広場として活用されている。広場の設計に創造力とデザイン力が十分に発揮されていないと人は集まらない。



○ **駅前広場**
現代日本で広場と言うと、道路交通と他の交通機関との結節点に設けられる駅前の「交通広場」であり、大都会の駅前広場は、地上の大部分が自動車によって占有されている。



○ **境内**
神社・寺院の境内は、近世以前から広場化するオープンスペースとして機能していた。境内は、中世には「一揆」の拠点や自治活動の中心となり、そこで興行される芸能は農民の娯楽になっていた。近世以降は、村のコミュニケーション・スペースとして機能するようになる。



○ **ポケットパーク**
都市計画法でも定められた小規模公園で、1980年代後半から全国的に普及し、都市デザインの中に取り入れられはじめた。場所は集合住宅やバス停の脇であったり、緑道の中のパーゴラ下のベンチ群だったり、複数の道に仕切られた小角地などである。



○ **公開空地**
都心部で高層ビルを建設する場合には、「公開空地」を設けることによってビルの高さを高く建設できること（容積率を上げること）が建築基準法によって定められている。この制度の目標は、人が集う広場を都市に設けることである。

図-1 イタリアの広場と日本の広場

| 制定年 | 呼称 | 概要 | 都市計画制度の確立 |
|------|--|--|--|
| 40年代 | 1942 都市計画法 | ・建築規定の設定、地域地区制・広域調整計画、市町村(コムーネ)を単位とした都市基本計画、及び地区詳細計画をフレームとして定めた | 歴史的都心部での修復計画 当初ファシストのプロパガンダとして利用された ・都心部での乱開発が防止 ・歴史的な街並みを残し、環境を保全することに成功 |
| 50年代 | 1952 自動車交通規制 1952 公共住宅用地取得法 1953 土地増価税法 | ・都市基本計画の承認に抗する手段が整う ・中心市街地の乗入規制や都心部周辺の駐車場整備 ・庶民ロード住宅用地の取得を促進する為の法律 ・労働者に適正な価格の住宅用地を確保する義務と権限を自治体に付与するための用地の確保を用意し、実際、公的住宅の建設が推進された ・個人が地価増加で得る利益(開発利益)に重点的に課税し利益還元を図った | 歩行者空間の創出 中心市街地への車両乗入規制や都心部周辺への駐車場整備 ・歴史的都心部での歩行者空間を創出 |
| 60年代 | 1964 847号法 1967 模倣し法 (aggettare) 1968 禁止法(土血法) (aggettare) | ・先行する公共住宅用地取得法について、その用地獲得の権限を確立し、住宅建設を促進した ・1942年の都市計画法を一部修正したものの42年法の内容を見直し、次代の新しい都市計画制度に備えようという意図の暫定措置法として制定 ・歴史的な中心部を都市基本計画上の必須のゾーニングとして明確化(地域地区制を細分化したものと併せて)のゾーニングを設定 | 都市基本計画の策定・乱開発の防止 「計画なければ開発なし」 「何人も開発利益を独占できない」の2大原則 ・自治体に都市基本計画策定を義務付け乱開発を防止 |
| 70年代 | 1970 ローマ市「70年条例」 1971 公共住宅建設法 1971 小売店立地法 1977 ブカロン法 | ・1942年都市計画法、1952年公共住宅用地取得法、1964年847号法を融合、改正し、公的住宅の促進と調整を行うための法律として制定、従来の住宅公団・公社などで代表される中央集権的な公共住宅行政の権限を、人口10万人以上の自治体に押し付けた、地方自治体の権限を強化させた。イタリアの都市計画が住宅計画を中心として形成されるというターナーが完成した ・自治体が「商業計画」を独自に定め、市内の商業政策を機動的に行えるようにした法律 ・土地利用計画を都市計画の中に位置づける、土地利用計画に関する法律 ・建築主は建築行為によって都市環境を改善するため、都市基盤整備の公的経費を負担すべきとした ・1952年公共住宅用地取得法、1953年土地増価税法の精神を踏襲し、開発利益の社会的還元を明確に表現した | 屋外広告の規制 デザイン許可申請制度を採用 ・デザイナーは限られた条件下で、いかに効果的かつ美的バランスを備えたものが創れるかと切磋琢磨 ・サインデザインがより洗練・街全体にまとまりが生まれた 建築物再生 歴史的建築物の保存や建築規制が行われた ・大型店の郊外への移動 ・都心部の建築物が小規模店や住居として再生 ・都心居住者の増加 |
| 80年代 | 1978 均等家賃法 1978 公営住宅建設10か年計画法 1985 ガラン法 1980 地方自治法 | ・都市の不動産の賃貸借に関する規定を定め、所得に応じた適正な家賃基準を設けた ・歴史的な中心部の住宅政策を推進し、郊外開発に歯止めをかける法律 ・膨大な未利用地とそこに残された豊かな自然とその景観の保護を定める法律 ・自治体の都市計画権限、都市計画関連条例の決定権を定めた。大都市圏の考え方を打ち出し、新たな地域連合策の方向性を示した | 近代都市計画制度の確立 |
| 90年代 | 1997 テナントミックス | ・都心部において小規模専門店の営業を保護 | 商業誘導 都心部において小規模専門店の営業を保護・存続 ・人々が日常生活をおくりやすいようにした |
| 00年代 | | | |



表-1 イタリアの都市計画関連法規年表

| 制定年 | 呼称 | 概要 | |
|------|-------------------------------------|--|---|
| 40年代 | | | |
| 50年代 | 1950 建築基準法 文化財保護法 | ・市街地建築物法廃止 ・伝統的建造物保存地区を制定 | |
| 60年代 | 1968 都市計画法 | ・大正8年制定の都市計画法廃止 (高度利用地区制度創設) | <p>●近代都市計画のはじまり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街をブロック型の街区に割り振る ・自動車交通の円滑化を第一目的とした整備 <p>●歴史的背景 高度経済成長の初期段階⇒経済優先の政策</p> <p>●都市の顔の喪失 曲がりくねった古くからの街路が、道路運用に有利な真っ直ぐな道路に整備され、味のある古くからの街並みは次第に姿を消していく。</p> <p>本来、街の玄関口となる駅前広場においても自動車を中心とした整備がなされていった結果、無個性な駅前広場が全国各地に誕生し、来訪者を最初にもてなすはずの都市の「顔」は消滅していった。</p> |
| | | | <p>●典型的な駅前交通広場</p>  <p>東急線自由が丘駅</p>  <p>JR恵比寿駅</p> |
| 70年代 | | | <p>●スクラップアンドビルド型の都市開発</p>  |
| 80年代 | | | |
| 90年代 | 1992 都市計画法及び建築基準法の一部改正(住居系用途地域の細分化) | ・市町村マスタープラン、用途地域の細分化、特別用途地区の拡充、地区計画制度の拡充、開発許可技術基準の見直し、都市計画の法定権限の委譲 | |
| | 1998 中心市街地活性化法 都市計画法の改正 | 都市の中心部である「中心市街地」の活性化を目的する法律の制定 | |
| 2000 | 大規模小売店舗立地法 | 大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等の周辺生活環境への影響を緩和し、大型小売店と地域社会との融和を図るための法律 | |
| 00年代 | 2004 都市計画法の改正 景観法 | 景観に関する規定に、基本理念や規制などに法的根拠を与える包括的な基本法 | <p>●景観に関する総合的な法律</p> <p>2004GW「オープンカフェ・イン・丸の内」の実験的開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェと大道芸・ミュージックパフォーマンスを合同展開  <p>●オープンカフェ・イン・丸の内</p> |

空白の四半世紀

表-2 日本の都市計画関連法規年表

！ オープンカフェに注目

時代背景

1990年代後半
日本におけるカフェブームのはじまり



2000年代前半
カフェスタイルの定着



2000年代後半
カフェの成熟期

問題点

公道でカフェを開くには「道路交通法」等によって道路管理者（自治体など）の許可が必要

公道開放の検討・実践

経済財政諮問会議、国土交通省で規制緩和策の検討
2004年 景観法制定 ⇒ 全国に先駆けて官民協調による「オープンカフェ・イン・丸の内」の実験的開催

公道を利用したオープンカフェの実現



before



after

歩道を利用したオープンカフェ 1



before



after

歩道を利用したオープンカフェ 2

図-2 提言a)カフェ広場：公道の利用

! 公開空地に注目

公開空地とは

- ・建築基準法の総合設計制度に基づき、開発プロジェクト対象敷地内に設けられたオープンスペース
- ・公開空地の有効面積に応じて、容積率の割り増しや高さ制限の緩和を受けることができる

条件

- ・塀などで道路側から遮らず、一般市民が日常自由に利用、通行できるよう開放
- ・都市空間をより豊かなものにするため、街路に面した民地部分を開放

現状

- ・ビル従事者、関係者など限られた人によってのみの利用
 - ・一般の人が利用する場合でも商業目的、有料使用のものが多い
- ⇒ 本当の意味での開放には至っていない

多様な広場の実現



before



after

公開空地の利用例（子供の遊び場）



after

公開空地の利用例（市場利用）

図-3 提言b)ビルの中の広場：公開空地の利用

! 既存の裏通りに注目

近年の若者文化

- ・表通りから一歩入った裏通りに若者が集まっている。
- ・路上フリーマーケットやパフォーマンスなどもあちらこちらで見ることができ活気がある。

問題点

従来の真っ直ぐな道には、街ゆく人が一息つけるようなスペースがない。



- ・歩きながらの飲食
- ・植栽やガードレールへの腰掛け(地ベタリアン)

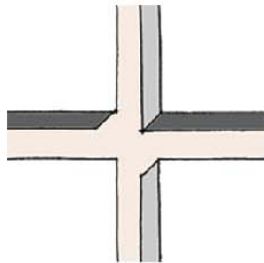
解消策

中世イタリアの広場
道路に少し膨らんだようなスペース

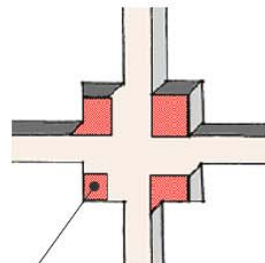


単純にクロスしている交差点に拡張スペースを設ける。

休憩するだけでなく、市場なども開催可能なスペースの実現



従来の交通機能のみの道路



広場スペースを拡張した道路



溜まり空間を創出するための道路計画

図-4 提言c)ストリート広場：既存の裏通りの利用

！テナントミックスに注目

現 状

・歩行者天国
・商店街



車両を規制することによって創出される一時的広場

相乗効果の期待

交通規制をするだけでは、街は変わらない

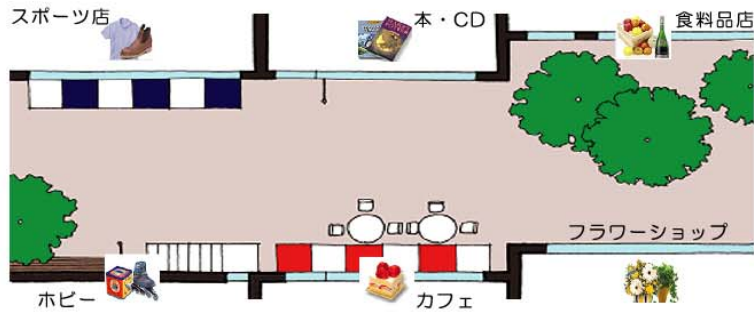


テナントミックスの導入

テナントミックスとは

都心部の街並み・公園を整備し、散歩・飲食客を呼ぶと共に、同種店舗の客の奪い合いによる共倒れを防止する商業政策

商業広場活性化の実現



テナントミックスを導入した街路イメージ

図-5 提言d)商業広場：テナントミックスの導入